入 札 説 明 書

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省 自然環境局生物多様性センター

はじめに

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長常富豊

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3)納入期限等 令和8年3月27日

(4)納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積 もるものとする。
- イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

- 4. 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1 環境省自然環境局生物多様性センター 2階 情報システム科 TEL 0555-72-6033

(2) 入札説明会の日時及び場所 開催しない

- 5. 入札に関する質問の受付
- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に 定める様式5による質問書を提出すること。

提出期限 令和7年12月1日(月)17時まで (持参の場合は、12時から13時を除く。)

提出場所 4. (1) の場所

提出方法 持参、郵送又は電子メール (biodic_webmaster+env.go.jp (+は アットマークに変更ください)) によって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、5. (1)に示す担当科に提出した旨を連絡すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、令和7年12月4日(木)17時までに下記の環境省ウェブサイト「入札等情報(URL)」の「本件」の「入札公告」下段に掲載する。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html

6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙2の業務請負条件に関する書類、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果 通知書の写しを、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月5日(金)17時まで

持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時は除く。) とする。

- (2) 書面による提出の場合
 - ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) すること(提出期限必着)。
 - イ. 提出場所 4. (1) の場所
 - ウ. 部数 業務請負条件に関する書類 2部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

- (3)電子による提出の場合
 - ア. 提出方法 電子ファイル (PDF形式) により、電子調達システム上※1で提出する こと。

※1 電子調達システムのデータ上限は 10MB

- イ. 提出場所 電子調達システム上
- (4) 審査結果通知は、令和7年12月8日(月)17時までに通知する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1)入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年12月10日(火)14時

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

(2)入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。 電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省 競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和7年 12月5日(金)17時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式 2 による書面を令和 7 年 12 月 5 日 (金) 17 時までに持参、郵送又は電子メール (biodic_webmaster+env. go. jp (+はアットマークに変更ください)) により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3)入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

(1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入 札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS)ホームページで公表するものとする。

(2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、環境省担当官より別途指示する。

(3) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、 入札心得に定める様式6を速やかに提出しなければならない。なお、業務委託条件の提出 時に添付した際には、この限りではない。

(4) 再委任等の制限

落札者は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、様式 7 に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日8時30分~18時30分

◎添付資料

- ·別紙1 環境省入札心得
- ·別紙2 請負条件
- 別添1 契約書(案)
- 別添2 仕様書

環境省入札心得(物品役務最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を 入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓 約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長 殿と記載)及び「令和6年12月10日開札[令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

(1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は 代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うこ とができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札 時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5)入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、 直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理 人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれ に代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

(復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

2 入札金額 : 金 円

1 入札件名 : 令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団 排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先 部 署 名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所会 社名 代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先 部署名: 担当者名: TEL: E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住所(委任者) 会社名代表者氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

> 代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

> 復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先 部署名: 担当者名: TEL:

E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名: 担当者名: T E L: E-mail:

質問書

業務名	令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務
会 社 名	
住所	
担当者	部署名: 氏名:
扣业老海须生	TEL:
担当者連絡先	E-mail:
質問事項	

様式6

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る個人情報の管理について

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別 添の通り実施します。
- 2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

		_		
個人情報	报管理責任者			
氏 名				
所 属		役		
		職		
連絡先	TEL: E-	-mail:		
個人情報	报管理担当者			
氏 名				
所 属		役		
		職		
連絡先	TEL: E-	-mail:		
体制				
	_			

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。 なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先 部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

> 住 所会 社 名 代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名:令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務
- 2 契約金額:
- 3 再委任等を行う業務の範囲:
- 4 再委任等を行う業務に係る経費:
- 5 再委任等を必要とする理由:
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由:

担当者等連絡先
部署名:
責任者名:
担当者名:
TEL:
E-mail:

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長殿

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る個人情報の管理について

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 再委任等を行う業務の範囲
- 2. 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別 添の通り実施します。※社内規程等あれば添付
- 3. 管理体制及び実施体制

連絡先 | TEL:

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	B 管理責任者		
氏 名			
所 属		役	
		職	
連絡先	TEL: E-1	mail:	
個人情報	B 管理担当者		
氏 名			
所 属		役	
		職	

E-mail:

体 制			

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇(環境省契約相手方)による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先 部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る請負条件

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務は、生物多様性センターが過去に実施した多種多様な生物多様性情報の整理を行い、生物多様性に関する様々なデータを記述するための語彙(項目)として整備されているDarwin Core最新版との対応関係を整理する必要がある。このことから、本業務の実施には、動植物分布調査を実施し、調査で得られた調査結果の整理、生物多様性情報分野の知識及び経験が必要である。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

(1)提出書類(別添様式)

- ・過去5年以内に動植物分布調査を実施したことがあること
- ・過去5年以内に動植物分布調査結果の整理を実施したことがあること

上記の内容が確認できる業務の実施内容の写し又は、業務の契約書及び仕様書の写し等

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書6. (1) のとおり

- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 入札説明書4. (1) に同じ
- ③ 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書6. のとおり

- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで (12 時~13 時は除く) とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務 請負条件資料在中」と明記すること。なお、提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
 - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は 取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
 - オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報 (個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示され る場合がある。

(3) 審査結果の回答

入札説明書6. (4) のとおり

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

> 所 在 地 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務に係る請負条件書類の 提出について

標記の件について、次のとおり提出します。 なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ・ 過去5年以内に動植物分布調査を実施したことがあること
- ・ 過去5年以内に動植物分布調査結果の整理を実施したことがあること

上記の内容が確認できる分析実施内容の写し又は、業務の契約書及び仕様書の写し等

(担当者等連絡先)

部 署 名:
 責任者名:
 担当者名:
 T E L:
 F A X:
 E-mail:

紙

契約書(案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 常冨 豊(以下 「甲」という。)は、

(以下「乙」という。)と

「令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務」(以下「業務」という。)について、 次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金とする。

円(うち消費税及び地方消費税の額

円)

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年3月27日

納入場所 環境省自然環境局生物多様性センター

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条 第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせて はならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならな

い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

- 第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内(以下「約 定期間」という。) に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の 日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延 に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額 を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないこと が、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙 は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一 部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
 - 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の 職務の執行を妨げたとき。
 - 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

- 律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催 告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、 乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな ければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律 第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければな らない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成

事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しない ものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支 払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に 甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のため に必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等 が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更 及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受 任者等を単に「再受任者等」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派 遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと する。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を 含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び 実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個 人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなけ ればならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、 所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等 において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等 の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違 反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等 のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復 旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等に ついて直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対 応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙 協議して解決するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5 5 9 7 - 1 氏 名 分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

生物多様性センター長常富豊即

乙住所氏名

印

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務仕様書

1. 件名

令和7年度生物多様性情報に係る標準化業務

2. 業務の目的

環境省では、我が国の自然環境の概況の変化を把握するため、昭和 48 (1973) 年度より自然環境保全基礎調査を実施してきた。また、生態系の変化を把握するため、平成 15 (2003) 年度より重要生態系監視モニタリング事業 (モニタリングサイト1000) を実施してきた。これらの調査成果は、生物多様性情報システム (J-IBIS) を通じて公開・提供され、自然環境保全施策や環境影響評価等に活用されている。しかし、個別の調査ごとにデータ作成のルールが異なることや、採用している種名が異なる等の状況があり、研究者等の自然環境データの扱いに習熟した者でなければ、すべての調査結果を複合して効果的に利用するには難易度が高く、容易ではない状況である。今後、企業等が必要な情報に適切にアクセスし、利活用できるよう、統一したルールに基づき生物多様性情報を整備することや、データの利活用方法の解説等を作成することが必要である。そこで、令和5年度に「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」を作成し、令和6年度にはこれまで実施してきた自然環境調査(別紙1)における各調査のデータ項目について網羅的な把握を行った。

本業務では昨年度に引き続き、環境省自然環境局生物多様性センター(以下「センター」という。)が実施してきた調査に関して、研究者だけでなく企業や一般利用者等、誰もが利活用しやすいようにその成果を発信・提供していくに当たり、次の内容を実施することを目的とする。

- ①センターが作成した「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」及び「令和6年度生物多様性情報に係る標準化業務」を踏まえ、別紙1に記す調査のデータ項目に関する標準化を図ること。
- ②特定の種の生物多様性情報を各自然環境調査に縛られるとことなく横断的に取得しやすくするために、これまでセンターが実施してきた自然環境調査において使用されたすべての生物名を把握すること。

3. 業務の内容

(1) 打合せの実施

請負者は、業務開始に業務の進め方についてセンター担当官(以下「環境省担当官」という。)と期首打合せを行うこと。また、業務期間中に打合せを1回実施し、終了後は速やかに打合せ概要をとりまとめの上環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定させること。なお、打合せの実施方法は

オンラインを想定している。また、過年度業務の成果物等(電子ファイル)は 環境省担当官から提供する。

(2) 各自然環境調査におけるデータ項目の標準化

本作業の詳細については、別紙2(令和7年度生物多様性情報に係る標準化 検討業務イメージ)を参考とすること。

これまでセンターが実施してきた自然環境調査(別紙1)を対象として、別紙2表1に記すような統一データ項目の一覧表を作成する。機械判読可能な電子データとして公開・提供するデータ項目には別紙2表1の「標準化」の欄に「○」を付すこと。なお、本作業に当たり、データ項目の取り扱いについて、判断が困難な場合は環境省担当官と協議の上対応を決定すること。

(3) センター過年度調査において使用された生物名リストの作成

本作業の詳細については、別紙2(令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務イメージ)を参考とすること。

別紙3に記す自然環境調査等を対象として哺乳類、鳥類、魚類の生物名リストを作成する。リストの作成に当たっては、いきものログシステムの生物名DBのシノニムテーブルを利用して、別紙4のように分類群ごとに作成すること。また、センター過年度調査(別紙3)で使用された生物名の有無を整理すること。いきものログシステムの生物名DBに掲載されていない生物名が使用されていた場合は該当する分類群のリストに追加すること。さらに、作成した生物名リストについて新たなルールに則ったIDを付与すること。なお、本作業に当たり、学名及び生物名の取り扱いについて、判断が困難な場合は環境省担当官と協議の上対応を決定すること。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

契約の締結日から令和8年3月27日(金)まで

5. 成果物

電子データを収納した DVD-R 2式 ※1

電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、後述する「情報 セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」についても併せて納 めること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

※1 報告書の作成要領

- (1) 「表紙・奥付」の様式は、環境省担当官の指示に従うこと。
- (2) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲 渡されたものとする。
- (2)請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境 省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の 利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別が つくように留意するものとする。
- (6)納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4)請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5)請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

8. その他

- (1)請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3)業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務「令和 7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務報告書」等に係る資料を、所定の 手続きを経て閲覧することが可能である。資料閲覧を希望する者は、以下の連 絡先に予め連絡の上、閲覧希望資料の受け渡し方法等について調整すること。 ただし、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない箇所がある場合が ある。

連絡先:環境省自然環境局生物多様性センター 情報システム科 (TEL:0555-72-6033)

1. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、 下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、 下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows 11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式: docx)
 - ・計算表:表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式: xlsx)
 - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式: pptx)
 - ・画像:ファイル形式:PNG または JPEG
 - ・音声・動画:ファイル形式: MP3 または MPEG4
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体はDVD-R 又はCD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

生物多様性センターが過去に宝施した白然環境調査―覧

	生物多様性センターが過去に実施した自然環境調査一覧
番号	調査
1-1	植生自然度調査・植生調査(第6・7回)
1-2	特定植物群落調査(2024年度)
1-3	植物の分布調査(第7回)
1-4	陸生哺乳類の分布調査(第6回)
1-5	特定哺乳類生息状況調査(第7回)
1-6	要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査(2018年度)
1-7	陸生鳥類の分布調査(第6回)
1-8	両生類・陸生爬虫類の分布調査(第5回)
1-9	昆虫類の分布調査(2024年度)
1-10	淡水魚類の分布調査(2024年度)
1-11	陸産及び淡水産貝類の分布調査(第5回)
1-12	海棲動物の分布調査(第6回)
1-13	ガンカモ類の生息調査(2024年度)
1-14	シギ・チドリ類の個体数変動モニタリング調査(2004年度)
1-15	定点調査
1-16	鳥類標識調査
2-1	表土改変状況調査(第2回)
2-2	陸水域自然度調査(第1回)
2-3	河川調査(第5回)
2-4	湖沼調査(第4回)
2-5	湿地調査(第5回)
2-6	海域自然度調査(第1回)
2-7	沿岸調査 (2018年度)
2-8	海域環境調査(赤潮調査)(第2回)
2-9	海岸調査(第5回)
2-10	干潟・藻場・サンゴ礁調査 (2020年度)
2-11	浅海域生態系調査(2022年度)
2-12	潮間帯・潮上帯調査(第5回)
2-13	自然景観資源調査(第3回)
2-14	すぐれた自然調査 (第1回)
3-1	環境寄与度調査(第1回)
3-2	モニタリングサイト 1000(2024年度)
3-3	生態系総合モニタリング調査(第5回)
3-4	生態系多様性地域調査(第6回)
4-1	巨樹・巨木林調査(2024年度)
4-3	海の生きもの調査(第4回)
4-4	いきものみっけ(2014年度) いきものログ
4-5	積雪情報の収集解析(第7回)
4-0	遺伝的多様性調査(第5回)
4-7	種の多様性調査(都道府県委託調査) (第6回、第7回)
4-8	種の多様性調査(アライグマ生息情報収集) (2007年度)
4-10	自然環境概況調査(第7回)
4-11	東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査(2024年度)
4-11	植物目録(第3回、第5回)
4-12	過去における鳥獣の分布調査(第3回)
4-13	総合とりまとめ(第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第6回、第7回)
-	中大型哺乳類分布調査(2022年度)
_	環境DNA分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化(2022年度)
_	国立公園等における自然環境等インベントリ整備(2017年度~2018年度)
-	自然環境保全基礎調査総合解析(2023年度~現在実施中)
	「一大大大大工学を開発した「大工大人」 大大大人人

で塗りつぶしてある調査は本業務の対象外 番号及び調査内容は生物多様性センター自然環境調査目録(2019年版)を参照 (https://www.biodic.go.jp/mokuroku/mokuroku.html)

令和7年度生物多様性情報に係る標準化検討業務イメージ

仕様書3.(2)及び3.(3)の業務イメージを次の通り示す。なお、業務の進め方についてより適切な方法がある場合や判断が困難な場合は環境省担当官と協議すること。

仕様書3.(2)各自然環境調査におけるデータ項目の標準化

① データ項目名の標準化現状把握

別紙1に示した調査のデータ項目を比較し次の3種類のデータ項目に区分する。

- I. 同じ意味にもかかわらず、名称が異なっているデータ項目
- II. 既に名称が統一されているデータ項目
- III. 名称を統一できないユニークなデータ項目
- ② データ項目の日本語名称の作成

I として抽出されたデータ項目において一番多く使用されている名称を日本語名称として採用する。 II、III として抽出したデータ項目は既存のデータ項目名称を日本語名称として採用する。

③ データ項目の英語名称の作成

I~Ⅲのデータ項目の内容から Darwin Core 項目のうち最近似項目を英語名として採用する。なお、Darwin Core 項目のオカレンス・コア、タクソン・コアおよびイベント・コアのうち、GBIF 登録時に必須または推奨項目を基本とし詳細は環境省担当官と協議すること。

④ 単位等基準の統一

面積や温度などの単位や緯度経度や時間、年月日表示など何を基準とするかを決定する。

⑤ 標準化するデータ項目の検討

Darwin Core 項目のオカレンス・コアおよびイベント・コアのうち、GBIF 登録時に必須または推奨項目、及び①Ⅲの項目を基本とし決定すること。

- ⑥ 各自然環境調査における標準化したデータ項目の星取表の作成
 - ②、③とデータ項目の概要説明及び記載例の一覧を作成し、それらに対して各自然環境調査で使用されているデータ項目と⑤を示した星取表を作成する。この時、空欄がないように該当する場合は「〇」を付し、非該当は「×」を付す。

± 1	/ I + × == 0	()		. /	- "
	仕様書3.	(/)	の成果物イ	X	— \
1/ 1.		\ \ \ \ \		/	

	日本語名	調査年月日	調査方法	座標系	•••
統一データ	英語名	eventDate	samplingProtocol	geodeticDatum -	•••
項目	概要説明	イベントを実施した年月日	収集方法	採集地点の座標系	•••
	記載例	20090220	UV light trap	WGS84	•••
標準	化	0	0	0	•••
	1-1	0	0	0	•••
自然環境	1-2	0	×	0	•••
調査	1-3	0	0	×	
神	1-4	0	0	×	•••
	:	:	:	:	:

仕様書3.(3) センター過年度調査において使用された生物名リストの作成

① 生物名リストの整備

いきものログシステム生物名 DB における各分類群のシノニムテーブルに掲載されている生物名を別紙4の表に整理する。

② センター過年度調査におけて使用された生物名の確認

別紙4の「使用有無」欄に、センター過年度調査(別紙3記す調査等)における生物名使用有無を整理する。使用された生物名は「1」、使用されていない生物名は「0」を記す。

別紙4に存在しない生物名が別紙3で使用されていた場合は、表2に示す文献を参考に同じ 分類群に行を追加し生物名を記載する。この際、シノニムと判断できる場合は同じIDを付し、 シノニムと判断できない場合は重複がないように仮のIDを付すこと。

表2. 仕様書3. (3) 作業時に参照する分類体系一覧

分類群	参考文献
哺乳類	The Wild Mammals of Japan Second edition
鳥類	日本鳥類目録改訂第8版
魚類	日本産魚類検索第3版

生物名リスト作成対象調査等一覧

番号	自然環境調査名等	ファ	ţ	
笛写	口然來先們直行守		Excel	CSV
1-10	淡水魚類の分布調査(2022年度~現在実施中)		0	
1-13	ガンカモ類の生息調査(第1回~現在実施中)		0	
1-15	定点調査		0	
3-2	モニタリングサイト1000陸生鳥類調査		0	
3-2	モニタリングサイト1000里地調査(鳥類調査)		0	
3-2	モニタリングサイト1000里地調査(中大型哺乳類調査)		0	
3-2	モニタリングサイト1000陸水域(淡水魚類)調査		0	0
3-2	モニタリングサイト1000ガンカモ類調査		0	
3-2	モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査		0	
3-2	モニタリングサイト1000小島嶼調査		0	
4-5	いきものログ(2013年度~現在実施中)			0
4-11	東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査(2012年度~現在実施中)		0	
5-2	淡水魚類及び両生類に関する環境DNAリファレンス情報整備		0	
5-3	自然環境保全基礎調査(第3回鳥類)	0		
5-3	自然環境保全基礎調査(第3~5回淡水魚類)	0		
5-3	自然環境保全基礎調査(第4回淡水魚類)			0
5-3	自然環境保全基礎調査(第5回淡水魚類)	0		
5-3	自然環境保全基礎調査(第3~5回ほ乳類)			
5-3	自然環境保全基礎調査(第4回ほ乳類)			0
5-3	自然環境保全基礎調査(第6回鳥類繁殖分類)	0	0	
6-2	収蔵標本一覧(魚類)		0	
6-7	収蔵標本一覧(鳥類)		0	
6-10	収蔵標本一覧(哺乳類)		0	

^{1-7~4-11}までの番号及び調査内容は生物多様性センター自然環境調査目録(2019年版)を参照 (https://www.biodic.go.jp/mokuroku/mokuroku.html)。

5-2~6-10までは生物多様性センター自然環境調査目録に記載がないもの。

対象調査は23件であり、ファイル数は約150件、テーブル(Access)、シート(Excel)を含むファイル総 数は約300件、レコード総数は約350万件を予定している。

ID	scientific_name	species_jp	subspecies_jp	使用有無
11000100100001	Sorex hosonoi	アズミトガリネズミ	Null	1
11000100100001	Sorex hosonoi hosonoi	アズミトガリネズミ	Null	0
11000100100001	Sorex hosonoi shiroumanus	シロウマトガリネズミ	Null	0
11000100100002	Sorex minutissimus	チビトガリネズミ	Null	1
11000100100002	Sorex minutissimus	トウキョウトガリネズミ	Null	0
11000100100002	Sorex minutissimus hawkeri	Null	トウキョウトガリネズミ	1
11000100100003	Sorex gracillimus	ヒメトガリネズミ	Null	1
11000100100003	Sorex gracillimus	カラフトヒメトガリネズミ	Null	0
11000100100004	Sorex shinto	シントウトガリネズミ	Null	1
11000100100004	Sorex shinto	トガリネズミ	Null	1
11000100100004	Sorex shinto shinto	シントウトガリネズミ	シントウトガリネズミ	1
11000100100004	Sorex caecutiens	トガリネズミ	Null	1
11000100100005	Sorex shinto shinto	ホンシュウトガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ	1
11000100100005	Sorex caecutiens shinto	ホンシュウトガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ	1
11000100100006	Sorex shinto shikokensis	ホンシュウトガリネズミ	シコクトガリネズミ	0
11000100100006	Sorex caecutiens shikokensis	ホンシュウトガリネズミ	シコクトガリネズミ	1
11000100100007	Sorex caecutiens saevus	エゾトガリネズミ	エゾトガリネズミ	0
11000100100007	Sorex shinto saevus	エゾトガリネズミ	エゾトガリネズミ	1
11000100100008	Sorex sadonis	サドトガリネズミ	Null	1
11000100100008	Sorex shinto sadonis	サドトガリネズミ	サドトガリネズミ	1
11000100100009	Sorex unguiculatus	オオアシトガリネズミ	Null	1
11000100200001	Crocidura shantungensis	アジアコジネズミ	Null	0
11000100200001	Crocidura shantungensis	コジネズミ	Null	1
11000100200001	Crocidura suaveolens	コジネズミ	Null	0
11000100200001	Crocidura suaveolens shantungensis	コジネズミ	チョウセンコジネズミ	0